明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（八七）　三

〔政　令〕
○政治資金規正法施行令の一部を改正する政令（三五三）　六
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三五四）　七
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令（三五五）　九
○民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三五六）
○仲裁法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三五七）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三五八）
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（三五九）
○高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令（三六〇）　一二
○ガス事業法関係手数料令の一部を改正する政令（三六一）

〔デジタル庁令・省令〕
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一七）　一二

〔省　令〕
○行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務九一）　一四
○政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（同九二）　一五
○厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五五）　一六

〔告　示〕
○内閣府設置法、デジタル庁設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき令和五年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件（内閣官房・内閣府・デジタル庁・復興庁一）　一九
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第九条第二項の規定による届出があった件（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業二）　二九
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第二十九条において準用する同法第九条第二項の規定による届出があった件（同三）　三〇
○国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（国家公安委五一）　四〇
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務四一五）　四〇
○令和六年七月三日から日本銀行が発行を開始する日本銀行券壱万円、五千円及び千円の様式を定める件（財務三一四）　四一
○高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の一部を改正する告示（文部科学一三八）　四四
○特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の一部を改正する告示（同一三九）　四五
○厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件（厚生労働三三〇）　四六
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアルゼンチン共和国の記章を指定した件（経済産業一五〇）　四七
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたキューバ共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（同一五一）
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたサウジアラビア王国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（同一五二）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際原子力機関の標章を指定した件（同一五三）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された開発金融に関する多国間協力センターの標章を指定した件（同一五四）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際獣疫事務局の標章を指定した件（同一五五）　四八
○昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する件（国土交通一一八四）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。